

発行人 ㈱アーバン企画開発 三戸部 啓之

～ 中小企業金融円滑化法の終了を目前に迎えて ～

東日本大震災が発生し、3月11日で丸2年が経過いたしました。

被害に遭われ不自由な生活をされている方々にはお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々そしてご家族の皆様にはあらためてお悔みを申し上げます。



本年3月31日をもって、平成21年12月に施行されました『中小企業金融円滑化法』（正式名称：中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）が終了いたします。

ご存じの方も多いたとは存じますが、同法は中小企業、住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする法律です。

当初は平成23年3月31日に終了する予定でしたが、経済状況が依然改善されていない事態を踏まえ、平成24年3月31日まで期限が延長され、次いで平成25年3月31日までと、2度にわたる延長がされました。

中小企業とは、製造業・その他の業種で従業員300人以下・資本金3億円以下、卸売業で従業員100人以下・資本金1億円以下、小売業で50人以下・資本金5千万円以下、サービス業で従業員100人以下・資本金5千万円以下、かかる従業員要件、資本金要件いずれかを満たす企業、と定義されます。

中小企業庁発表の統計によりますと、中小企業は全国で約420万社（全国総企業数の99.7%を占めています）、従業員数は約2834万人（全国総従業員数の66%を占めています。）です。

このうち、金融円滑化法に基づく融資延長を受けてきた中小企業は約1割、約40万社でした。

借り手の融資延長の申入れに対し、金融機関が実際に延長に応じたものは全体の約97%にも及んでいるとのことで、事実上、融資延長を申し込めば、金融機関はほぼ応じるというスタンスでした。



中小企業庁の統計から概数計算をいたしますと、金融円滑化法の適用を受けてきた中小企業の従業員数は約260万（ $2834 \text{万人} \div 420 \text{万社} \times 40 \text{万社} \times 97\% \approx 262 \text{万人}$ ）となります。

3年前に行われた国勢調査による日本の総人口は約1億2800万人でしたので、金融円滑化法に関連する中小企業に従事する方の割合は、日本の総人口に対して、実に2%も占めることとなります。

もちろん、金融円滑化法の適用を受けて融資延長を受けた企業のなかには、同法の適用をあえて適用し融資延長を行って来たという企業もあるとは存じます。

金融円滑化法の終了により、金融機関の融資延長に対する努力義務は廃止されることとなります。

金融機関は、金融庁のガイドラインにしたがい、融資借り手の状況に応じて、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分しています。この中でも『要注意先』はさらに、「その他注意先」と「要管理先」に区分されています。「要管理先」とは債務の履行を3ヵ月以上延納、または貸出条件の緩和を受けた融資先です。

「要管理先」以下の企業への融資は「不良債権」とみなし、借り手の経営状況が改善されず「要管理先」の区分のままであれば、金融機関としては、「不良債権」処理を行うかどうかを検討する段階を迎えることとなります。

不良債権処理方法としては、

- ① 信用保証協会の保証付融資であれば、同協会による代位弁済
- ② 保証付でない融資（プロパー融資）であればサービサー（債権管理・回収業者）への債権売却 等が行われていきます。

神奈川県内の管轄裁判所での競売状況を、競売評価担当の不動産鑑定士の数名に伺いますと、申立件数自体は減少傾向にある、とお話されていました。

金融円滑化法の終了を迎えるにあたり、今後の対応につき、金融機関も動向を慎重に模索している状況であると思われます。

と言うのは、同法による融資を行っているのは地域金融機関が圧倒的に多く、時限立法が切れた時点で地銀が恐れているのは自己資本比率への影響です。地銀や信金の顧客企業は今後アジアなど海外に進出する機会が増えると考えられ、そうなることで現地の資金需要に応えることが地銀の戦略として重要になります。しかしバーゼル規制は、国外に1店舗でも支店があれば、国際基準行としての自己資本比率が要求されます。円滑化法再延長という事態に、地銀は従来以上に不良債権処理のインセンティブが高まる可能性があります。現在多くの日本の中小企業が直面しているのは、資金繰り緩和というより事業転換や合従連衡といった構造改革が必要なケースが多く、円滑化法は前者には寄与したかもしれないが、後者のような構造問題の解決には効果がなかったと言われていました。

しかし、金融円滑化法施行中の金融機関は、融資延長の期間を6ヵ月ないし1年で期限を設けて応じていたこと、また、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を同法終了後1年以内に策定されれば、「要管理先」以下に区分けされないことから、新規融資は難しいとは思われる場面はあるとしても、同法の終了によってすぐには多大な影響が出るわけではないと思います。

金融庁としては、ソフトランディングを金融機関に求めていきたいと考えており、『コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し・・・実行支援するよう促してまいります』と、昨年11月に金融担当大臣からコメントが発表されておりました。政権が変わり、財政政策による公共事業費の拡大を目指すアナウンス効果と思われるかもしれませんが、株価も上昇基調にあります。政府としては、フォローの風に乗れ、同法の終了による混乱を避けていきたいと考えているのは当然のことかもしれません。

経営者をはじめとして従業員のみならず先行きが見えない状況が続くものと思われます。

従業員の方の中には、賃貸物件にご入居の方々も多数いらっしゃると思いますが、収入等が不安定で、やむをえず家賃の不払い、又は遅滞等をせざるを得ない方も徐々に出てくる、と予測されます。

当面の間、多少の混乱は発生するかもしれません。また、いたずらに危機をあおるような報道等があるかもしれませんが、まずは冷静になって対応してまいりたいと存じます。

経済がやや上向きつつあるという状況を十分に認識して、オーナー様が安心してご所有賃貸物件のご経営が出来ますように、よきご提案を引き続きいたしますとともに、困難な場面であっても管理会社としての的確な対応ができるよう努力する所存でございます。

